感疾第30444-4748号
令和04年01月19日

各所属長　様

感染症・がん疾病対策課長　中村　多美子

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について

このことについて、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から別添のとおり事務連絡がありましたので、貴管下関係機関あて周知方よろしくお願いいたします。

【概要】
・濃厚接触者のうち、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者（以下、「社会機能維持者(*)」という。）については、事業者の判断によって待機期間の10日を待たず待機を解除できる。なお、待機の解除に当たっては以下のとおり検査等を行うものとする。

① 当該社会機能維持者の業務への従事が事業継続に必要である場合に行うこと。
② 無症状であり、核酸検出検査又は抗原定量検査等により検査を行い陰性が確認されている場合に待機を解除すること。
③ 検査は事業者の費用負担（自費検査）により行い、核酸検出検査又は抗原定量検査を用いる場合は最終曝露日（陽性者との接触等）から6日目、抗原定性検査キットを用いる場合は6日目と7日目にそれぞれ行うこと。
④ いずれの検査方法を用いる場合でも事業者は、本人の検査結果を必ず確認すること。また、医療機関以外での検査により陽性が確認された場合には、事業者から本人に対し医療機関の受診を促すとともに、当該医療機関の診断結果の報告を求めること。（事業者から保健所への連絡は不要。）
⑤ 待機解除後に社会機能維持者が業務に従事する際は、事業者において、感染対策を徹底すること。また、本人に対して、10日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう説明すること。

(*)業種については、別添「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」を参照。

事務担当
感染症・がん疾病対策課 感染症危機管理室 感染症危機管理第一係 直226-2618 内2898 主事 岩崎　貴之